

事業所から出るごみはごみステーションへは出せません！

家庭から出るごみ以外はすべて事業所ごみです。飲食店や店舗、事務所などから出るごみ（一般廃棄物）は、一般家庭用のごみステーションには出せません。これらのごみは事業者自らの責任において適正に処理していただくことが原則です。

事業者の皆様には、次のいずれかにより処理されましよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

■一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

それぞれの事業者が許可業者と契約し、排出する方法です。排出曜日・時間、排出場所、排出方法などは、許可業者と相談のうえ取り決めてください。（収集許可業者については環境課までお問い合わせください）

■自ら処理施設に搬入する

事業者が自らの処理施設等に運んで処理する場合は、適正な分別にご協力ください。

分別の徹底を！

不適正な分別排出により、ごみ収集車に火災事故が起る危険性があります。適正分別・適正排出にご協力ください。

ごみを出すときは、行政カレンダーの「家庭ごみの正しい分け方・出し方」をよく確認し、次の事を必ず守って排出してください。

■小型家電製品・コンロ

火花を引き起こす可能性がありまので、電池は必ず外してください。

■ライター

使い切ってからガスを抜いて「有害ごみ」の日にしてください。

■スプレー缶・卓上コンロのガスボンベ

中身を使い切ってから、市販の穴開け器などで穴を開けて「有害ごみ」の日にしてください。



野焼きは法律で禁止されています！

住宅の庭先を含む野外でのごみの焼却行為（野焼き）は違法行為です。一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。また、例外とされた場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには、直接指導に伺い、行為を中止していただくことがあります。

ごみは焼却せず、きちんと分別してごみステーションに出しましょう。

※例外となる場合

- ・ 廃棄物処理法の基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- ・ どんど焼きなど社会の慣習上やむを得ないもの
- ・ 農業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であった軽微なものなど

空き地の雑草は刈り取りましょう

空き地の管理が適正に行われていないと、次のような生活環境の悪化を招きます。

- ①粗大ごみなどを不法投棄されやすくなる
- ②害虫の発生場所になる
- ③交差点などの角地では見通しが悪くなることで、交通事故の原因になる
- ④雑草の花粉によるアレルギーの原因になる

特に、冬期には立ち枯れて枯れ草火災の原因になることがありますので、周辺住民の迷惑にならないよう、所有者の方は、定期的に雑草の除去をする等適切な管理をお願いします。

年末年始トイレの汲み取り・浄化槽の清掃はお早目

12月29日～1月3日まで、し尿処理場が閉場（お休み）のため、汲み取り業者による汲み取り・清掃ができません。年内中の汲み取り・清掃をお考えの方はお早め

に契約業者へ依頼してください。

僕たちを放し飼いにしないで！

飼い犬を放し飼いにすると、人や物に危害を与えかねません。犬にとつても、交通事故にあうおそれがあり大変危険です。犬は必ずつないで飼いましょう。また、散歩の時もリード（引き綱）をつけましょう。

猫の飼い主さんにもお願いです。飼い猫は屋内飼育に努めてください。ご近所へのふん尿などの被害防止や、交通事故などの危険から猫を守るために大変有効です。

ご近所からあなたの犬・猫が好かれるためにご協力をよろしくお願いします。栃木県では、毎年多くの迷い犬が、飼い主がわからないために殺処分されています。

